

北海道渡島総合振興局告示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第1号のたこ漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業に認可等をすべき漁業者の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
たこかご漁業（やなぎだこ）	噴火湾沖海域 函館市立待岬突端と青森県大間崎突端を結ぶ線以東、室蘭市マスイチ岬突端から茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点を結ぶ線以東及び次の線を順次結んだ線以西の海域。 ただし、渡海共第17号、19号、21号、23号、25号、27号、28号、30号、32号、34号、36号及び38号共同漁業権漁場区域並びに胆振総合振興局管内の共同漁業権漁場区域を除く。 （ア）勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から、206度55分27,000メートルの線 （イ）勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から、206度55分27,000メートルの点から正南の線	毎年、3月1日から11月10日まで	63隻	20t未満	ア 渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)2月6日から令和5年(2023年)2月20日まで	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）3月1日以前の許可は、令和5年（2023年）3月1日から令和8年（2026年）2月28日まで、令和5年（2023年）3月2日以降の許可は、許可日から令和8年（2026年）2月28日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）3月1日以前の認可は、令和5年（2023年）3月1日から令和6年（2024年）2月29日まで、令和5年（2023年）3月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和8年（2026年）2月28日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>（1）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（2）海中に敷設するかご数は、500個以内でなければならない。 なお、えびかご漁業を同時に営む者にあつては、えびかご漁業に使用するかごと兼用しなければならない。</p> <p>（3）かごの網目は、10節（結節から結節までの長さ17ミリメートル）以上の大きさでなければならない。</p> <p>（4）海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>（5）知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>（6）甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、つぶ類（アヤボラを除く。）及びみずだこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p>